

教育委員会6月定例会会議録

1. 日 時 令和3年6月22日(火)午後4時00分～
2. 場 所 ウララⅡ(7F) 会議室1
3. 出席委員 教 育 長 入 野 浩 美
職務代理者 今 野 登 喜 子
委 員 鈴 木 敏 之
委 員 長 沼 早 苗
委 員 岡 島 学
4. 委員以外の出席者
教 育 部 長 望 月 亮 一 参 事 菊 地 正 和
教 育 総 務 課 藤 井 徹 学 務 課 田 中 裕 之
生 涯 学 習 課 佐 賀 憲 一 文 化 振 興 課 中 澤 達 也
ス ポ ー ツ 振 興 課 大 橋 博 指 導 課 長 谷 川 清 美
学 校 給 食 セ ン タ ー 寺 崎 敏 彦 図 書 館 武 藤 知 子
博 物 館 木 塚 久 仁 子 上 高 津 貝 塚 黒 澤 春 彦
5. 議 題
 - (1) 議 案
議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について (学務課)
議案第13号 土浦市学区審議会委員の委嘱について (学務課)
議案第14号 土浦市社会教育委員(兼土浦市生涯学習推進協議会委員)の委嘱について
(生涯学習課)
 - (2) 協 議
① 令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案)
(教育総務課) (非公開)
 - (3) 報 告
① 令和3年第2回土浦市議会定例会一般質問について
(教育総務課・学務課・生涯学習課・スポーツ振興課・指導課)
② 土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について (生涯学習課)
③ 令和3年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の認定について
(指導課)
④ いじめ重大事態調査報告について (指導課) (非公開)
 - (4) その他
① 令和3年度教育委員会関係事業について (教育総務課)
② 「リボン・アートボール2020ワークショップ」の開催について (文化振興課)
③ 「夏休みファミリーミュージアム」の開催について
(博物館・上高津貝塚ふるさと歴史の広場)

④ 聖火リレーについて

(スポーツ振興課)

6. 傍聴者 なし

7. 議事内容

教 育 長

ただいまから令和3年6月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行をさせていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が2件ございます。1件目は、次第をご覧いただきたいのですが、協議事項の(1)令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について(案)とあります。こちらは9月の市議会に提出する案件でございますので、議会前のために非公開とさせていただきたいと思っております。もう一つ、2件目でありますけれども、報告事項の(4)です。いじめ重大事態調査報告についてです。児童生徒の個人情報を含む案件でございますので、非公開とさせていただきたいというふうに思っております。以上の2件につきまして非公開とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。それでは、協議事項の(1)及び報告事項の(4)につきましては非公開といたします。

なお、先ほど申し上げたとおり、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおりで進めさせていただきたいと思っております。

それでは、次第の2番になります。教育長報告事項につきまして、教育総務課から説明をお願いします。

教育総務課

—————5月21日以降の行事について報告—————

教 育 長

ただいまの説明につきまして、何かご質問等ございますか。大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

では、次第の3番になりますが、議案に移りたいと思っております。

初めに、議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、学務課からお願いします。

学 務 課

学務課でございます。定例会資料の4ページをお願いいたします。

土浦市教育支援委員会委員の委嘱について、でございますが、教育支援委員会につきましては、特別な教育的支援を必要とする幼児児童生徒の適正な就学支援などの教育支援及びそのために必要な事項について調査審議することを任務としております。

資料の下部に記載させていただきました土浦市教育支援委員会条例第3条の規定に基づきまして、令和元年7月1日から2年間の任期で委員を委嘱しておりましたが、今般、任期満了を迎えるに当たり、令和3年7月1日から2年間の任期で、改めて委員を委嘱するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

教 育 長

ただいま説明をいたしました。ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、議案第12号 土浦市教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第12号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。
学 務 課 次に、議案第13号 土浦市学区審議会委員の委嘱について、学務課よりお願いします。
学務課でございます。資料の8ページをお願いいたします。

土浦市学区審議会条例第3条の規定に基づき、土浦市学区審議会の委員につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日まで委嘱しておりますが、委員の変更に伴い、選出依頼中であった委員の選出がございました。表の左端の区分の欄の一番下にあります学識経験者の欄で米印の委員の方が新たに選出されましたので、委嘱をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

教 育 長 ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第13号 土浦市学区審議会委員の委嘱については、原案のとおり可決することでご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 ありがとうございます。それでは、議案第13号は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第14号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱について、お願いしたいと思います。

佐賀課長、お願いします。

生涯学習課 生涯学習課でございます。資料の12ページをお願いいたします。

議案第14号 土浦市社会教育委員の委嘱について、でございます。土浦市社会教育委員条例第3条の規定に基づき、土浦市社会教育委員につきましては、令和2年6月1日から令和4年5月31日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。委員の表となっておりますが、氏名の頭のところに米印のある5名の委員が変更になる委員でございます。役職名は、その右側に記載のとおりでございます。

なお、任期につきましては、前任者の残任期となるものでございます。

また、土浦市生涯学習推進協議会委員も兼ねておりますので、併せて委嘱をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。ただいま説明した事項につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 では、議案第14号 土浦市社会教育委員（兼土浦市生涯学習推進協議会委員）の委嘱

については、原案のとおり可決することをご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

教 育 長

ありがとうございます。それでは、議案第14号は原案のとおり可決することに決しました。

議案は以上でございます。

続きまして、次第の4番になりますが、協議事項へ移りたいと思います。

協議事項の1番、令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施についての案でございますが、教育総務課より説明いたします。

【協議事項①「令和2年度教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価の実施について（案）」を協議】（非公開）

教 育 長

続きまして、次第の5番になりますけれども、報告事項に移りたいと思います。

報告事項1、令和3年第2回土浦市議会定例会一般質問について、説明をお願いします。藤井課長、お願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。

一般質問につきまして、初めに、田子優奈議員の質問がなくなっておりますので、説明をさせていただきます。

今回の一般質問において、当初、田子優奈議員から質問の通告があり、質問の要旨と答弁の概要について、委員の皆様にも照会させていただきまして、今野委員からご意見を頂いたところでございますが、田子議員が議会を欠席しまして、質問も答弁もございませんでした。そのため、質問がなくなっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

教 育 長

各課からお願いします。長谷川課長、お願いします。

指 導 課

指導課でございます。資料の2ページをご覧ください。

1番、矢口議員からのご質問。2、公文書における「読点」の使用方法についての再質問、学校教育の現場における読点の表記についてでございますが、14ページをご覧ください。

再質問の要旨は、こちらに書いてありますとおりでございます。実際の答弁が15ページからでございます。

再びページ戻りまして、4ページをご覧ください。

答弁の概要について読ませていただきます。現在、本市の小・中・義務教育学校において児童生徒が使用している教科用図書で、一部の縦書きの文章を除き、ほぼすべての横書きの文章では「，」（コンマ）が使われております。

公用文の表記の基準については、児童生徒が文章を書くときの表記まで強制力のあるものではありませんので、教師が児童生徒に対して、横書きの文章を書く際に「，」（コンマ）を使用する旨の指導は、特段行っておりません。

続きまして、また2ページにお戻りください。

2番の勝田議員からのご質問、1、義務教育の教育方針についてでございますが、16ページをご覧ください。

勝田議員からは、質問を五つと再質問を二つ頂きました。質問の要旨は、こちらをご覧ください。実際の答弁は、次のページの17ページから25ページになります。

それでは、資料戻りまして5ページをご覧ください。

答弁の概要を読ませていただきます。(1) 自分なりの解決策を考え出す知性を育むための基礎を、義務教育の段階で学ぶことが求められている時代であると考えています。現行の学習指導要領において、1、知識・技能の習得、2、思考力・判断力・表現力等の育成、3、学びに向かう力・人間性等の涵養を育成することが求められています。この力を育成するため、児童生徒が自ら進んで学習に取り組み、他者と対話を行い、知識や技能を活用して新たな課題を解決する「主体的・対話的で深い学び」を本市においても進めています。

二つ目のご質問でございます。異なる国籍、民族、言語、宗教、文化、性別など、多様な価値観を理解した上で、他人を認める感性を義務教育段階で学ぶことは、グローバル化の進展が著しい現代社会において極めて重要であると考えています。そこで、授業においては、異なる価値観を持った子ども同士が話し合いをしたり、様々な価値観を持った先哲が書いた本を読んだりするなど、多様な価値観を理解し、他人を認める基盤を育んでいます。

3点目でございます。市教育委員会としては、「学校における感染症対策ガイドライン」を作成し、感染症対策における感染の未然防止、万一感染が判明した際には感染を最小限に留めること。さらには、再発防止のための様々な確認を学校に対して周知徹底してきたところです。今後も、児童生徒の命と安心安全な学校生活の保障を第一に考え、教育行政の長として、責任を持って危機管理の判断を行ってまいります。

4点目でございます。新型コロナウイルス感染症への対応を行い、経験して得たものを次の4点に活かしていきます。1点目は、新たな感染症や災害の発生等の緊急事態であっても、学校は必要な教育活動を継続していくこと。2点目は、児童生徒の健康に対する意識の向上、衛生環境の整備、新しい時代の教室環境に応じた指導体制の構築。3点目は、臨時休業時等であっても、教育委員会は関係機関との連携を図りつつ、児童生徒と学校との関係を継続し、心のケアや虐待の防止を図り、児童生徒の学びを保障すること。4点目として、感染症に対する差別や偏見、誹謗中傷を許さないこと。最後に、市長部局や保護者、地域と連携・協働しつつ、率先して課題に取り組み、学校を支援する教育委員会の在り方について、今後も継続して考えてまいります。

五つ目の質問でございます。本市では、このシトラスリボン運動を市民に周知するため、市の本庁舎や学校等においてポスターを掲示しているところでございます。教育委員会としては、国や県から出されております通知を各学校に周知するとともに、児童生徒の発達段階に合わせて丁寧に指導するよう助言しています。シトラスリボン運動を学校で行うことについては、教育委員会としても、他の普及啓発活動と合わせて各学校へこの運動の情報を提供し、コロナ禍での差別がなくなるよう、人権教育のより一層の推進のために、引き続き児童生徒への指導を進めていきたいと考えています。こちらの勝田議員からの質問(3)につきましては、今野委員から、学校で作成している危機管理マニュアルについて、昨今の災害や感染症への対策も含めて、きめ細やかな見直しと、職員への周知徹底、共通理解を図ることが大事だと思うというご意見

を頂きました。これまで、竜巻やJアラートなど、その都度必要な場合を想定した対策を追加するように指導してまいりました。最近では、水害や新型コロナウイルス感染症対策についても追加をするように指示しておりますが、危機管理マニュアル全体に受け込ませる必要がございます。現在、その作成について、学校へ指導することと、教育委員会での把握をすることの準備を進めているところでございます。危機管理マニュアルの見直しを行い、今後も安心安全な学校づくりに努めてまいります。

教 育 長
指 導 課
教 育 長

一度よろしいですか。

はい。

今、勝田議員に対する答弁の要旨もありましたけど、課長が説明したとおり、ご意見を頂きましたが、説明にもあったとおり、学校に危機管理マニュアルがあるのですが、新型コロナに関してはガイドライン等々、国や県から来ておりますので、それを特出しに、別途また一般のマニュアルとは別のところに取り扱われているところではありますが、少し落ち着いたら、従来の感染症、インフルエンザ等々のそのマニュアルについては、本マニュアルがありますので、その中にうまく受け込ませて、二つも三つもないように、整理をしていきたいという考え方でございます。

指 導 課

続きまして、9ページをご覧ください。

柏村議員からのご質問、二つございます。3、教員の授業準備はどのように確保されているのかでございます。4番目としましては、校則は、子どもの権利条約に照らして改善すべき事項について伺います。対象中学校は上記ということで、一中、四中、都和中でございます。

答弁の概要を読ませていただきます。教員は、勤務時間内に授業準備に使える時間を必ずしも十分に確保できるとは言えない状況でございます。例えば、小学校1年生の担任を例にとりますと、下校指導が終わって学校に戻ってから、教育指導に関わらない職務の時間は、約1時間30分程度になります。教員の業務は、授業準備の時間以外にも、成績処理、学校行事の準備運営等、多岐にわたっているため、児童生徒下校後の全ての時間を授業準備時間に充てるのは難しい状況でございます。そこで、授業準備時間確保のために、市内の全小中義務教育学校に、授業で使用する学習資料が収められているデジタル教科書を配備しました。このデジタル教科書を活用することで、授業準備の効率化を図ることが可能になっています。さらには、専科教員の配置、教科担任制など、さらなる導入により、今後も授業準備時間の確保に努めてまいります。

4点目の校則の見直しについてでございますが、子どもの権利条約には、「子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、大人はその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮することができる」と示されております。また、生徒指導提要においても、校則を絶えず見直さなければいけないと示されています。

本市の中学校におきましては、毎年、校則について見直しを図っているところでございます。この機会に、校則に対する理解を深め、自主的に校則を守っていこうとする態度を養うことができるよう指導を行っているところでございます。今後も、社会の変化が著しい状況でございますので、子どもの権利条約の内容も参考にしながら、校則の見直しについて、学校への助言に努めてまいります。

岡島委員からは、デジタル教科書利用の際の支援員の配置や研修等の教員のフォロー

体制について追加したほうがいいのではないかとご意見を頂きました。実際に平成25年度からデジタル教科書と電子黒板を市内学校に段階的に配置した際には、支援員を配置したり、指導主事が学校に出向いて支援を行うなど、教員への支援を行いましたところから、想定質問があった際に答弁する予定でございました。ありがとうございました。

また、今野委員からは、学校を特定した校則についてなので、指摘されている改善すべき共通点の内容を具体的に知りたいというご意見を頂きました。柏村議員が挙げた一中、四中、都和中、または、授業時間の確保の下小1年生、大岩田小1年生につきましては、柏村議員が住んでいる四中地区であり、また、柏村議員にゆかりのある学校が大岩田小学校ということであるため、特に改善が必要な学校ではないというように議員がおっしゃっておりました。

ただ、市内の中学校や義務教育学校の校則をまた全て確認いたしました。特に改善すべき校則はございませんでしたが、今後も見直しにつきましては、学校に助言してまいりたいと考えています。

教 育 長 今のことについて、ご質問、ご意見等ございましたら、お願いします。

鈴木委員、お願いします。

鈴 木 委 員 教員の授業準備時間ということで、今、例として小学1年生の教員の時間が1時間30分程度ということでしたけれども、高学年の先生だとどうなのでしょうか。

指 導 課 高学年の先生の場合には、高学年の授業が6時間までありまして、下校指導、子どもたちの見送りも含めると、学校に戻るのが4時頃になります。そうしますと、退勤時間まで約40分程度、1時間もない時間が実際のところでございます。

鈴 木 委 員 準備時間がより少なくなってしまうということなんですかね。

指 導 課 はい。

鈴 木 委 員 分かりました。

教 育 長 補足になりますが、議員の質問が、授業準備時間にスポットを当てた質問だったので、全体的に負担軽減といいますか、必要な時間を授業準備時間も含めて、様々な面で確保しなきゃならないというのが現状で、今年度、全校で県の方針に基づいて働き方改革ということで、いろんな業務のスリム化、あるいは廃止も含めて実践をしております。成果が出るまで、少し長くなるかもしれませんが、一朝一夕にはなかなかできるものではないので、その辺は、我々市教委も一緒になって取り組んでまいります。また機会を捉えて、先生方にもご相談をし、ご意見を頂戴しながらやっていきたいと思えます。

議会で私も申し上げたのですが、今まさに一丁目一番地と、最優先課題だということで、これが子どもの教育に、これからの新しい学習指導も含めて直結すると言っても過言ではありませんので、力を入れて取り組んでいきたいと、そういうような趣旨の答弁をさせていただきました。

続きをどうぞ。

指 導 課 続きまして、12ページをご覧ください。

吉田議員からご質問いただきました指導課に関するものは(3)と(4)でございます。(3)につきましては、GIGAスクール構想のスタートに当たっては、再度教

員の皆様に構想の意義の徹底を図ることと、新たな教育環境の活用と教員の活用力の向上について伺うというご質問がございました。(4)は、不登校の児童生徒や感染不安児、病気療養中の児童生徒等の学びを保障するタブレット端末からの授業のライブ配信について伺う。また、自宅でのオンライン学習の場合の出席扱いができるかどうかについて伺うというご質問でございます。

(3)の答弁の概要を読ませていただきます。GIGAスクール端末は、活用が目標ではございません。本構想の意義であり、重要なことは、子どもたちの可能性を広げることでございますので、再度各学校にこの点について指導をしております。

また、端末は、教員の指導を補助するものであり、教員の代わりになるものではありません。児童生徒への心のこもった温かい声かけができるのは教員の役割であることを認識して取り組むように指導をしております。

端末の導入が当初の計画より大幅に前倒しされ、短期間での準備により、教員の指導に格差が生じることがないように、十分にスキルアップのため、実技研修等を計画的に全教職員対象に進めてまいります。

また、人的サポートにつきましては、今年度よりICT支援員を1名増員し、2名体制で各学校を訪問し、端末や通信機器の設定を行っているところでございます。

(4)でございます。本市では、現在、県の教育委員会が作成した授業動画「いばらきオンラインスタディ」の利用を各学校に推奨しているところでございます。この動画は、県内の児童生徒が教科書別にオンデマンド配信でいつでも視聴が可能となっております。

また、実際、在籍する学校の授業のライブ配信については、今後、必要な事務手続を進めた上で、早期に実現できるよう検討しております。自宅でのオンライン学習の場合の出席扱いについてですが、国からの通知に基づき、取り扱っているところでございます。具体的には、登校が困難な児童生徒が、公的機関や民間施設において相談・指導を受けられないような場合に行う学習活動であるとともに、訪問等による対面指導が適切に行われていることが前提として出席扱いとすることが可能になっているところでございます。

以上でございます。

教 育 長

田中課長、吉田議員の質問について、(2)も質問と概要をそのままご紹介してください。

学 務 課

学務課でございます。12ページをお願いいたします。

学務課のほうは、(2)の小中学校に1人1台のタブレット端末の本格運用はいつ頃になるかについてのご質問を頂きました。

答弁の概要について読み上げます。今年度、4月から5月にかけて整備したICT機器の活用には必須となる児童生徒及び教職員全員分の個人アカウントの作成を行い、夏休み期間には、タブレット端末を各教室でネットワークに接続して利用可能な環境とするために必要な機器(アクセスポイント)の設定作業を予定しております。

学校に配備されたタブレット端末については、既に教職員の研修や児童生徒がログインやインターネット検索などの操作に慣れるために一部使用していますが、全ての児童生徒及び教職員が端末を各教室で活用するためには、新たな知識やスキルの習得が

なお必要です。

端末で利用できる各種ツールの操作方法や授業における活用方法に関する研修を継続して行っていく必要がありますので、1人1台端末の本格的な活用については、2学期の可能な限り早期に対応できるよう努めていきたいと考えております。

質問の要旨につきましては55ページで、答弁の詳細につきましては58ページから63ページになります。

教 育 長

ありがとうございました。私の答弁は後ほどご覧いただくとして、GIGAスクール構想の関係のことについて、時期的なスケジュール感であるとか、どのくらい進行しているか、その辺のところをお尋ねいただいたということでございます。

よろしいでしょうか。

私は就任後初めてですので、私の抱負と所信表明について質問がありましたので、2点申し上げました。

学習指導要領はもちろん、学びの定義が少し変わってまいりました。GIGAも入ってきたこともあって、それを尊重しながら、一人一人を見つめ直すといえますか、多様化も認めながら、主体的、対話的な深い学びという考え方を尊重しながら推進していこうと。そのような考え方と、先ほどの話のように、それを推進しないと、とてもとてもいろいろなことはできませんので、その2点について、そういった答弁をさせていただいた次第でございます。

よろしいですか。

続きまして、寺崎所長お願いします。

学校給食センター

学校給食センターでございます。柏村議員からのご質問なんですが、質問要旨及び答弁書については、26ページ以降にございますけれども、今回は資料2の7ページ、8ページに基づいて説明させていただきます。

まず7ページをご覧いただきたいと存じます。

こちらの大きい1番のご質問ですが、学校給食の牛乳に関しましてですが、人工授精した乳牛を搾乳することにより、女性ホルモン入り牛乳が生産されるが、この生産のプロセスを教育長は認識しているかという当初の質問でございました。再質問といたしまして、下の1番、これに関して、栄養教諭の牛乳に対する認識を伺いますということです。次、再質問の2番ですが、女性ホルモン入り牛乳を日常的に飲料した場合、子どもたちへどのような被害が考えられるかということです。3番目に、女性ホルモンの含有量は極めて微量とのことですが、これは問題ないのかということでした。4番目に、教育に関する事務の管理及び執行の状況に係る点検・評価報告書の点検・評価シートの給食食材の項に牛乳が記載されていないが、どうしてか説明してほしいということでした。最後に5番目に、土浦市教育委員会教育長事務引継書の中で、食材の牛乳に一切触れていない理由は、ということでした。

下段、答弁の概要について読ませていただきます。2006年9月に一般質問をいただき、情報収集を行ったことから、牛乳の生産プロセスについては認識しており、給食で提供している牛乳に問題はないと考えている。再質問の1番、栄養教諭としては、牛乳は完全給食を成すために必要不可欠であり、子どもたちにとっての成長期に欠かすことのできない重要な食材であるという共通の認識を持って業務に取り組んでいる。2

番、国等の調査や県の情報提供を総合的に判断して、現在提供している牛乳が子どもたちへ健康被害を与えるものではないと考える。3番、内閣府食品安全委員会等の調査では、検出されたホルモン量は極めて微量であり、健康に影響はないとの結果が出ていることから、本市としては、女性ホルモンの含有量については問題がないと考えている。4番、地場産物のうち個々の食材については、点検評価の対象と想定していないため、令和元年度の活動実績に記載していないのが実情であるが、どの食材が県産及び市産を使用したものか分からないことから、今後は、県産及び市産の使用があった食材については、食材名の記載について検討していく。5番、学校給食で提供する牛乳が健康に害を与えるものではなく、問題が無いと理解しているため、引継書には記載していない。以上でございます。

次に、8ページ、大きい2番のほうのご質問です。給食時間の中で、実質的に食べる時間は何分ぐらいですか。一中、四中、都和中についてお聞きになりました。再質問としまして、実質的な食べる時間は短くはないですかというご質問でした。

下段の答弁の概要について、お読みいたします。実質的な食べる時間は、土浦一中、土浦四中、都和中については、45分の給食時間のうち、いずれも20分程度となっている。給食時間に行われる指導のうち、給食指導は、給食の準備、会食、片づけなどの一連の指導を実際の活動を通して毎日繰り返して行われる教育活動であり、食に関する指導は、給食の献立を通じて、食品の産地や栄養的な特徴を学習するなど、献立を教材として活用した指導を行う場となっている。学校給食は、児童生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることから、今後も引き続き、子どもたちの栄養面及び健康面に留意した学校給食の提供及び給食時間の有効活用にも努めてまいります。

再質問の答弁です。実質的な食べる時間が短いのではという意見については、学校生活の中で、一日の様々な日課を定める上で、適正な時間であると考えている。

以上でございます。

教 育 長

牛乳の件、それから給食時間、非常に厳しいタイトな時間の中でやっているんですが、調整していくというのは、なかなか困難なのが実態ということでございます。県のほうからも、標準的なモデルということで、今、本市で行っている時間割といいますか、給食時間の設定が、そういうふうになりなさいよとなっています。決して長くゆっくりではないんですが、工夫しながら学校のほうで対応しているというような状況です。牛乳のことにつきましては、やっぱり学説といいますか、一部の外国の学者もそういうことを唱えているところではありますが、私どもではそういったエビデンスを基にしたということを分析して、それを現実化するというような体制も知見も持ち合わせていないので、様々な専門的機関、内閣府を中心としたそういったものを尊重しながら対応していかざるを得ないというところです。答弁に加えましたが、新しい情報、研究結果が出る可能性も否定しておりませんので、そういったものがあつたときには、新たな情報収集をしながら、今後も安全安心な給食に努めていきたいというふうなことを答弁しました。質問など何かございましたらお願いします。

鈴木委員

私も、女性ホルモンの話については、全然今まで分からなかったんですが、人工授精をした乳牛を搾乳する。乳牛というのは、かなりの確率で人工授精により生まれてい

るんでしょうか。

学校給食センター

市場で出回っている私どもが飲んでいる牛乳のほとんどは、やはり人工授精した牛乳というふうに聞いております。

鈴木委員

人工授精により生まれた乳牛ですか。

学校給食センター

はい。

鈴木委員

でも、人工授精をしたから女性ホルモンが増えるというのは、よく分からないんですが。私も勉強不足なので。

教育長

実際に内閣府の調査結果によっても、女性ホルモンの含有はなされているということは間違いのないという報告でしたよね。

学校給食センター

はい。

教育長

ただ、その量が人体に、子どもに与える影響というのはほとんどないという結果ですよ。否定そのものはしないけれども、そんな調査結果だそうです。

鈴木委員

分かりました。ありがとうございました。

教育長

続いて大橋課長、お願いします。

スポーツ振興課

資料2の10ページをお願いいたします。

鈴木一彦議員から、運動公園整備の方針と今後の方向性についての質問がございました。上の段の質問事項に記載のとおり、三つの運動公園について、①の常名運動公園は、整備計画はあるものの未買収の用地もあり、なかなか思うように事業が進まない中で時間もかかるであろうと。そこで、既存の新治と川口の二つの運動公園を役割分担しながら、うまく活用していったらどうかというような趣旨の質問がございました。

この質問に対しまして、1番の常名運動公園については都市政策部長が答弁をしまして、2番の新治運動公園については、主にサッカーの利用が多く、今年度、多目的グラウンド、人工芝化の実施設計と、増設します駐車場の実施設計に着手し、令和5年度の供用を開始する旨の答弁。3番の川口運動公園につきましては、施設の概要と、今年度の工事や改修内容を案内し、新治、川口共に今後も適切な維持管理に努める旨、望月教育部長が答弁いたしました。

この答弁に対しまして、質問が一問一答方式であったことから、人工芝の実施設計の発注、さらにサッカー協会の関わり方について、都合2回の再質問がありました。それぞれの再質問に答弁し、運動公園に関する一般質問は終了となりました。スポーツ振興課は以上でございます。

教育長

ありがとうございます。この件につきまして、ご質問、ご意見等ございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

教育長

では、佐賀課長、お願いします。

生涯学習課

資料の11ページをお願いいたします。

福田一夫議員より、質問事項の1番、国の新資格「社会教育士」について、(1)行政上の位置づけと(2)今後の活躍の場を増やすにはという2点、ご質問を頂きました。

答弁の概要でございますが、社会教育士は令和2年度に創設された制度で、社会教育

主事講習または大学等で社会教育主事養成課程の単位を習得することで称することができるという制度でございます。

質問に対しては、従来からの社会教育主事は、社会教育法に基づき教育委員会に置く専門的職員です。現在、土浦市教育委員会でも1名の社会教育主事が、学校・家庭・地域をつなぐ役割を担うため配置されています。

一方、社会教育士は、講習や養成課程の学習成果を広く社会教育活動に生かせるよう、令和2年度に制度化された称号であり、行政上の位置づけはございませんが、広く地域社会での活躍が期待されているところでございます。

(2) 社会教育士は、研修で得た能力や学習成果を活かし、NPOや企業等の多様な主体と連携・協働し、社会教育施設の活動のみならず、多様な分野における学習活動の支援を通じて、福祉、防災、観光、地域コミュニティなど、あらゆる場面での活躍が期待されています。令和2年度に誕生したばかりの称号であり、コミュニティ活動に参加いただくなどで認知度を上げていくことが重要と考えており、市でも情報を発信していくというようなことで答弁をさせていただいたところでございます。

説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 この件につきまして、ご意見、ご質問等ございましたら、
よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、報告事項の1番は終わりまして、報告事項2、土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について、生涯学習課からお願いします。
佐賀課長。

生涯学習課 生涯学習課でございます。定例会資料のほうに戻っていただきまして、資料の15ページをお願いいたします。

土浦市保幼小連携協議会委員の委嘱について、でございます。土浦市保幼小連携協議会設置要綱第3条の規定に基づきまして、土浦市保幼小連携協議会の委員につきましては、令和2年7月1日から令和4年6月30日まで委嘱しておりますが、選出区分の一部の委員に変更が生じたものでございます。委員の表の中の氏名の頭に米印のある2名の委員が変更になる委員でございます。役職名につきましては、右側の欄に記載のとおりでございます。任期につきましては、前任者の残任期となるものでございます。説明につきましては、以上でございます。

教 育 長 この点につきまして、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 続きまして、報告事項の3番をお願いします。

指 導 課 はい。教育長。

教 育 長 指導課長。

指 導 課 指導課でございます。資料の16ページをご覧ください。

令和3年度土浦市立幼稚園、小中学校、義務教育学校の学校閉庁日の設定についてでございます。

最初に趣旨でございますが、教職員の長時間労働が全国的な問題となっていることから、学校の教育力をより一層高め、教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するた

め、教職員の働き方改革を進める必要がございます。

その取組の一つとして、次のとおり市内全ての公立幼稚園、小中学校、義務教育学校において学校閉庁日を設定することといたします。

期間は、こちらにお示しをいたしました夏休みの4日間、冬休みの3日間、合計7日間でございます。こちらを設定することで、夏休みと年末年始共に9連休となります。

3番の内容でございますが、学校に日直は置きません。また、市主催の行事や研修会等も行わず、教職員は完全に休養する形となります。

部活動も原則として行いませんが、どうしても必要がある場合は、事前事後に休養日を設けることを指導してまいります。

4番の学校閉庁日期間における緊急時の連絡方法でございますが、その際は土浦市の教育委員会指導課で対応いたします。最後に、その他として、各学校から保護者宛てに通知を発出する予定でございます。説明は以上でございます。

教 育 長
指 導 課
教 育 長

ありがとうございます。閉庁日の関係でございます。これは昨年と同じですか。

はい。

なかなか拡大もいろいろな事情で難しいということですので、昨年同様の対応しております。

ご質問等よろしいでしょうか。

長沼先生どうぞ。

長 沼 委 員
指 導 課
長 沼 委 員
教 育 長
指 導 課
教 育 長

緊急時の対応は指導課でということでしたけれども、緊急の対応は結構あるのですか。

ほとんどございませんでした。

ありがとうございます。

緊急時って、どんなことが想定されますか。

子どもたちの事故ですとか、命に関わる緊急事態ということ想定しております。

よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

教 育 長

続きまして、報告事項の4番は、先ほど申し上げたとおり最後に回したいと思えます。次第の6番、その他の案件でございます。まず1番、令和3年度教育委員会関係事業について、藤井課長からお願いします。

教育総務課

教育総務課でございます。17ページをお願いいたします。

令和3年度教育委員会関係事業について、事務連絡が来ております。3年度につきましては、事業の中止決定、開催方法の見直し等が行われておりまして、参加可能の会議は、18ページの(5)市町村教育委員会オンライン協議会となります。教育委員は第1回、第2回、第4回のいずれか1回のみ参加可能とされております。第1回は9月2日木曜日の予定です。詳細な通知が来ましたら、改めて周知をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。

教 育 長

こういった情勢なので、国のほうでもオンラインで開催ということ。課長が申し上げたとおり、また改めてご相談をしたいと思えます。

続きまして、その他、2番になります。リボン・アートの関係をお願いします。

中澤課長。

文化振興課 文化振興課でございます。市民ギャラリーイベントの御案内です。カラー刷りA4判、リボン・アートボール2020ワークショップのチラシをご覧ください。

7月4日日曜日、市民ギャラリーにおいて、茨城県と共同で東京オリンピック・パラリンピックに向けて実施するイベントとして、捨てられてしまうスポーツ用のボールに絵を描いたりして、アートの力で再生させるという取組を行うものです。イベント当日の前後1週間には、本庁政策企画課が行うオリンピックポスター展も開催しておりますので、お時間がございましたら、ぜひご覧ください。

説明は以上でございます。

教 育 長 そういったことでございますので、ぜひお立ち寄りください。

続きまして、ファミリーミュージアムの関係ですね。

どうぞ、お願いします。

上高津貝塚 博物館と上高津貝塚ふるさと歴史の広場が共同で実施する夏休みファミリーミュージアムの説明を御案内いたします。本日お配りしました青いチラシをご覧くださいと思います。

この企画は、小中学校の夏休み期間中に親子を主な対象として、展示や体験を通し、郷土土浦の歴史と文化に親しんでもらうことを目的としております。会期は7月21日の夏休み初日から8月29日となります。

チラシの表側をご覧ください。博物館でございますが、土浦藩士たちの武芸を紹介するテーマ展「先人たちのうでくらべPartⅡ 土浦藩士たちの武芸」を開催いたします。また、常設の展示、夏季展示でございますが、見どころオンライン展示解説、「おうちミュージアム」として土浦市公式YouTubeにて配信いたします。このほか、体験講座や戦争に関する史跡を紹介する写真展、戦争体験談を紹介するパネル展も開催いたします。

続きまして、チラシの反対側をご覧ください。上高津貝塚でございますが、発掘されたものの素材を紹介するテーマ展「出土品の素材－何からできている？」と題した展示を開催いたします。このほか、親子で楽しめる縄文土器や勾玉づくりなどの体験講座を実施いたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 ありがとうございます。こういったイベントも、感染防止対策をしっかりと講じながら行う予定ですので、お願いします。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それで、今日追加なのですが、聖火リレーのことにつきまして、ちょっとご報告させていただきます。大橋課長。

スポーツ振興課 スポーツ振興課です。お手元に聖火リレーの交通規制図をお配りさせていただきました。土浦市では、7月5日の月曜日、午後5時40分に土浦一高をスタートしまして、13人のランナーがトーチをつなぎ、午後6時12分に市役所大屋根下にゴールするコースが組まれております。市の職員はもとより、スポーツ推進委員をはじめ、土浦二高とつくば国際大学高等学校の高校生ボランティア、総勢280名で沿道警備に当たります。

なお、リレーの開催やランナーは、明日23日水曜日に県の正式発表が予定されております。

大変な混雑が予想されますので、皆様の御理解と御協力をお願いし、改めて御案内させていただきました。

以上でございます。

教 育 長

重なりますけれども、感染防止対策も、市役所のほうでもいろいろ工夫、苦勞しながら進めているところでありますが、お時間がありましたら、ぜひご覧いただければと思います。

報告事項4、いじめ重大の関係は、この後行いますが、ここで日程を総務課長のほうからお願いしたいと思います。

教育総務課

次回の定例会でございます。7月の定例会でございますが、第4火曜日が27日になります。7月27日火曜日の16時からお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

以上でございます。

教 育 長

では、7月27日火曜日ですね。午後4時からということでよろしくお願いたします。残り一つは、うちの職員だけということにしますので、教育部長、教育総務課長、指導課長以外は退席をお願いします。

－教育部長、参事、指導課長、教育総務課長以外退席－

【報告事項④「いじめ重大事態調査報告について」報告】（非公開）

教 育 長

では、本日は以上でございます。次回の定例会は先ほどの日程のとおりですので、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。